

公募設置等指針(案)等に係る主な意見に対する市の考え方

平塚市 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備管理運営事業 令和元年8月

本資料は、令和元年5月24日から7月2日で実施した「市民の皆様からの指針(案)等への意見募集」、令和元年6月29日に開催した「説明及び意見交換会」、令和元年7月22～24日に開催した「コミュニティミーティング」でいただいた、主な意見に対する市の考え方をまとめたものです。

| No | 対象資料 | 頁 | 意見等の項目 | 意見等の内容 | 意見に対する平塚市の考え | 公募設置等指針(案)等への反映 |
|----|-------|----|--------------|---|--|--|
| 1 | 要求水準書 | 4 | 高潮等への対策 | 平成29年10月の台風と満潮が重なった異常とみられる気象条件によって、プール跡地内に浸水があった。 高潮高波対策には、より一層の強化を盛り込むのが良い。 | 近年における高潮の発生状況等を考慮し、ハード面に係る地盤高さの条件を見直します。 神奈川県が定めた、相模灘沿岸海岸基本計画において、高潮等に対する湘南海岸地域における防護水準は、標高6.5mとされています。 事業地の現状地盤は、プール施設を除く部分は標高6.5m以上となっており、高潮の影響は、特段、受けていませんでしたが、平成29年10月の台風と満潮が重なった高潮が発生した際には、周辺地盤に比べて地盤高さが低いプール跡地内において、浸水が確認されました。 以上のことから、ハード面に係る地盤高さの条件を、プール跡地の東西の樹林地の地盤高さにあわせ、標高8m以上を標準とする計画とします。 なお、気象状況を把握することで、高潮等によって園内に浸水が予想される場合は、事前に立ち入り制限をするなど、ソフト面の対応もあわせて安全性を確保します。 | 次のとおり条件を修正します。 ■要求水準書p4、③防潮機能 「本事業の占用範囲は、国道134号から約60m程度の範囲で浜辺までは約40m程度の距離がある。 ④地盤高さで後述するとおり、地盤高さを上げることで、防潮機能を高める。 なお、認定計画提出者の自らの負担で、さらなる防潮機能がある施設を設置したい場合は市及び海岸管理者と協議の上、構造について決定する。」 ■要求水準書p4、④地盤高さ 「神奈川県が定めた、相模灘沿岸海岸基本計画において、高潮等に対する湘南海岸地域における防護水準は、標高6.5mとされている。 現状地盤は、プール施設を除く部分は標高6.5m以上となっており、高潮の影響は、特段、受けていなかったが、平成29年10月の台風と満潮が重なった高潮が発生した際には、周辺地盤に比べて地盤高さが低いプール跡地内において、浸水が確認された。 プール跡地の東西の樹林地の地盤高さは、概ね標高8m以上となっており、これとあわせて、プール跡地内を含む公園全体の最低の地盤高さは、標高8m以上を標準とする計画とする。 なお、気象状況を把握することで、高潮等によって園内に浸水が予想される場合は、事前に立ち入り制限をするなど、ソフト面の対応もあわせて安全を確保する。」 |
| 2 | 要求水準書 | 10 | 樹木による津波の緩衝機能 | 既存の樹木を伐採すると、津波に対する緩衝機能が弱まり、住宅地への浸水が早まってしまうのではないかと懸念されている。 | 平成27年3月に神奈川県が最大クラスの津波を想定した津波浸水想定図によると、平塚海岸には、2千～3千年に一度もしくはそれ以下の低い発生頻度で、最大津波高さ9.6m(海面が上昇する高さ)の津波が到達すると予測されています。 その場合、樹林地を含む事業地は、地盤高さが概ね標高8m以上あるため、最大30cm～2mの浸水深さが予想されます。詳しくは、次の平塚市ホームページに掲載されている、平塚市津波ハザードマップを参照ください。(http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/bosai/page-c.01657.html) 国土交通省の「津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備に関する技術資料(平成24年3月)」をみますと、龍城ヶ丘ゾーンの公園整備区域において、樹木・樹林による津波緩衝効果を大きく期待することは出来ないと考えています。 この公園整備では、既存の樹木をできる限り活用するとともに、新たな植樹、地盤高さの嵩上げ、建物等の設置などにより、津波への緩衝効果の維持向上に努めていきたいと考えています。 なお、指定管理業務内容説明書(案)にも記載があるとおり、事業地付近の国道134号の北側には浸水が予測されないエリアもあることから、来園者を誘導するための避難訓練を実施することや、園外に逃げ遅れた方のための津波避難機能を設け来園者に周知するなど、ソフト面の対応にも配慮し安全を確保していきます。 具体的な方策については事業者からの提案を検証して決定していきます。 | 想定されている最大クラスの津波が到達した場合、事業地では最大30cm～2mの浸水深さが予想されていますが、樹木・樹林による津波緩衝効果を大きく期待することは出来ないと考えています。 要求水準書で既存の樹木をできる限り活用することを求めており、また、新たな植樹、地盤高さの嵩上げ、建物等の設置などにより、津波への緩衝効果の維持向上に努めていきたいと考えていますので、修正等はありません。 |
| 3 | 要求水準書 | 4 | 飛砂防備 | 既存樹木が伐採されるが、飛砂防備がしっかりと確保されるか心配である。 | 台風等の気象災害等を除き、隣接する国道134号に砂が大量に溜まっていないことから、事業地は現在一定の飛砂防備機能を有していると認識しています。そのため、整備範囲であるプール跡地及びその東西における樹林地は、飛砂防備保安林の指定は受けていないものの、できる限り既存の樹木を活用することのほか、飛砂防備の役割を果たすような新たな植樹、段差や建物、竹柵等の設置により、現状と同等以上の飛砂防備機能を確保していきます。 具体的な方法については、事業者からの技術提案を受け決定していきます。 | 要求水準書で現状と同等以上の飛砂防備機能を確保することを求めていますので、修正等はありません。 |

公募設置等指針(案)等に係る主な意見に対する市の考え方

平塚市 湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備管理運営事業 令和元年8月

本資料は、令和元年5月24日から7月2日で実施した「市民の皆様からの指針(案)等への意見募集」、令和元年6月29日に開催した「説明及び意見交換会」、令和元年7月22～24日に開催した「コミュニティミーティング」でいただいた、主な意見に対する市の考え方をまとめたものです。

| No | 対象資料 | 頁 | 意見等の項目 | 意見等の内容 | 意見に対する平塚市の考え | 公募設置等指針(案)等への反映 |
|----|---------|----|--------------|--|--|---|
| 4 | 公募設置等指針 | 9 | 整備範囲 | 白砂青松の景観が残る場所であり、飛砂防備の重要な役目があるため、既存の樹木を残して、公園を整備する範囲は、プール跡地内までにしてほしい。 | プール跡地及びその東西の樹林地は、都市公園として都市計画決定されているため、過去芝生広場であった区域や自然植生ではない造園樹木が植栽された区域があります。それらの区域には、樹木が繁茂し、日中も薄暗い印象があり、誰もが日常的に利用できる状態とは言えず、安心安全上の課題と考えています。 一方で、飛砂防備機能を有し、また、海岸景観を形成している樹林地区域も存在することから、その区域では海岸地域に適した既存の樹木をできる限り活用し、来園者にとって、快適で見通しが良く、緑豊かな空間の創出に配慮した公園としていきます。また、飛砂防備機能については、前述したとおり、現状と同等以上の機能を確保していきます。 さらに、今回の公園区域の東西に連なる周辺の松林は、平塚海岸を象徴する白砂青松の景観を創り出していることから、公園整備範囲においても、周辺と調和した景観創りに配慮します。 以上、総合公園としての位置付けから、多くの市民が気軽に来園できるように、プール跡地内だけではなく、その東西の樹林地を含めた整備を行うことにより、現状の課題を解決し、安心安全な公園環境を整えていく必要があると考えております。 | プール跡地及びその東西の樹林地は、樹木が繁茂し、日中も薄暗い印象があり、誰もが日常的に利用できる状態とは言えず、安心安全上の課題と考えています。 総合公園としての位置付けから多くの市民が気軽に来園できるように、整備範囲はプール跡地内だけではなく、その東西の樹林地を含めた整備を行うことにより、現状の課題を解決し、安心安全な公園環境を整えていく必要があると考えていますので、修正等はありません。 |
| 5 | 要求水準書 | 6 | アカウミガメ産卵地の保護 | 平塚海岸に産卵が確認されているが、光等による影響はないのか。 | 整備計画地の周辺では、過去に産卵が確認され貴重な自然環境であることから、専門家にヒアリングを行い、ウミガメに優しい光源(光)や産卵時期における配慮の方法等に関して、御意見をいただきました。平塚海岸におけるアカウミガメ上陸は、近年では、1996年から2011年まで毎年、数頭が確認されていましたが、2013年頃を最後に確認されていない状況です。 アカウミガメの産卵地は、関東を含む、南の地域で多数確認されています。中でも天然記念物指定を受けている地区は、関東周辺では静岡県御前崎市と浜松市が指定されており、その他には、徳島県、宮崎県、鹿児島県が指定されています。指定の条件は、100頭以上のまとまった上陸があり、産卵地として固定され、学術上の価値が高いこととされています。 本事業では、専門家からいただいた意見等を踏まえ、施設や公園灯の配置や向きに配慮することを条件とし、将来的にアカウミガメが上陸することがあった場合にも、影響を極力及ぼさない計画にしていきます。 | 要求水準書で、施設及び公園の照明灯の配置や向きに配慮するなど、海を資源とした漁業等の生業及び生き物の生態系に影響を極力及ぼさない計画とすることを求めていますので、修正等はありません。 |
| 6 | 要求水準書 | 10 | 駐車場の台数 | ・120台では多すぎる。40台程度に留めてほしい。 ・車でないと来園することができないため、十分な駐車場を整備してほしい。また、路上駐車がないように大きい駐車場を整備してほしい。 | 駐車場の台数については、増設と削減という双方の意見をいただきました。本公園は、海が見える海辺の総合公園です。総合公園は全市民を誘致対象としています。そのため、大原にある平塚市総合公園及び湘南海岸公園と同様に一定規模の駐車場が必要になります。 公園の駐車場台数については、必ず準拠すべきと規定された算出式はありません。本公園については、交通量が非常に多い国道134号に隣接する公園であることから、駐車台数の目安として、国土交通省が定めている算定式を用いて120台程度としています。 既に開園している近隣の湘南海岸公園の駐車可能台数は90台ありますが、土日は開場とともに満車となり、生活道路に路上駐車が発生しています。このことから、本事業地でも同規模では充足できないおそれがあります。また、新港駐車場には約380台の駐車スペースがありますが、龍城ヶ丘ゾーンからは距離があることから、直接当事業地の駐車場とすることは想定できません。 以上から、本事業地では、120台程度が必要な駐車台数と想定しています。 なお、最終的な駐車台数は、事業者から提案を受け、道路管理者及び交通管理者との協議を経て決定します。 また、将来的には湘南海岸公園やビーチパーク、新港と龍城ヶ丘ゾーンとの間の回遊性を高め、エリア全体として駐車場の利活用を推進し、平塚市内の都市公園を楽しんでいただくことを考えています。 | 本公園は、海辺の総合公園で交通量が非常に多い国道134号に隣接することから、駐車台数を120台程度としていますので、修正等はありません。 なお、駐車台数は、道路管理者及び交通管理者との協議によって決定します。 |
| 7 | その他 | - | 生活道路への車の流入 | 生活道路に車が流入し、交通事故の増加が懸念される。 | 公園の駐車場が満車となった場合、来園者の車両がその他の駐車場所を求め生活道路に流れてしまうことや、国道134号が渋滞してしまった場合、国道134号を通過する車両が円滑に移動できるルートを求め、生活道路に流れてしまう懸念があります。 そのため、十分な駐車場を整備することで、生活道路への車の流入を防ぐことを計画しています。また、適切な交通誘導計画により、来園及び帰宅時のルートは、幹線道路への誘導を行います。 | 十分な駐車場を整備し渋滞を発生させないようにすることで、生活道路への車の流入を防ぐことを計画していますので、修正等はありません。 |

公募設置等指針(案)等に係る主な意見に対する市の考え方

本資料は、令和元年5月24日から7月2日を実施した「市民の皆様からの指針(案)等への意見募集」、令和元年6月29日に開催した「説明及び意見交換会」、令和元年7月22～24日に開催した「コミュニティミーティング」でいただいた、主な意見に対する市の考え方をまとめたものです。

| No | 対象資料 | 頁 | 意見等の項目 | 意見等の内容 | 意見に対する平塚市の考え | 公募設置等指針(案)等への反映 |
|----|-------|----|-----------|--|---|--|
| 8 | その他 | - | 治安の悪化 | 治安が悪化してしまうのではないかと懸念されている。 | プール跡地は、閉鎖しており、立ち入りを制限していますが、管理者が常駐していない状態であることも影響し、落書きなどの悪戯が発生しています。また、その東西の樹林地は、整備が行われずに樹木が繁茂し、日中でも薄暗い印象を与えており、治安面からも良い状態とはいえません。したがって、このたびの公園整備に伴い、見通しのよい明るい空間の創出や、管理者の常駐などにより、これまでより治安面で良くなるものと考えています。 | このたびの公園整備に伴い、見通しのよい明るい空間の創出や、管理者の常駐などにより、これまでより治安面で良くなるものと考えていますので、修正等はありません。 |
| 9 | 要求水準書 | 15 | 収益施設の建築面積 | ・建築物は、大きいものは要らないので、小さくしてほしい。 ・建築面積は、制度上可能な12%までとして、魅力がある公園となるよう事業を進めて、中途半端な施設にならないようにしてほしい。 | Park-PFI対象エリアの面積から算出される公募対象公園施設の設置可能な建築面積は、12%の2,880㎡です。当該計画地は、白砂青松に囲まれた自然豊かなエリアで、景観に十分に配慮する必要があることから、建築面積を出来るだけ抑える方向で検討を進め、その上でPark-PFIとして事業が成立するように考え、最大2,500㎡としています。 | 要求水準書で、景観に十分に配慮し建築面積を出来るだけ抑え、事業が成立する建築面積としていますので、修正等はありません。 |
| 10 | その他 | - | 市民意見 | 公園施設に対する具体的な意見について(日時計、オシャレな地元カフェ、グランピング施設など) | 別途、アイデア集としてとりまとめ、公募開始時に公表することで、事業者には参考としていただくようにします。 | 次の内容の文面を追記します。 ■公募設置等指針p18 ■要求水準書p15 「提案にあたっては、令和元年8月に公表した市民アイデア集を参考にすること」 |
| 11 | その他 | - | 安心安全 | 安心安全に係る事が著しく低い計画は、公園として素晴らしい提案であっても、選定されてはほしくないと思う。 | 高潮や津波対策などの安心安全にかかる事項は、公園の内容などの他の事項に優先して考慮すべき重要な事項と考えていることから、安心安全に係る事項については、他の事項から独立して評価するような仕組みとします。 | 評価の際に、安心安全について独立して評価できるように評価基準書を策定します。 |
| 12 | 要求水準書 | 15 | 地域連携 | 地元の農業や漁業とタイアップするなど、地域振興も進めて欲しい。 | 公園施設として整備される民間事業者提案の収益施設等は、公園利用者の利便の向上に役立つことはもちろんですが、地産地消など地域振興に資することも大切と考えています。 | 次の内容の文面を追記します。 ■要求水準書p15 (2)公募対象公園施設、③利便性、快適性を高める機能 「・アンテナショップについては、地産地消といった地域連携の機能を備えること」 |

<今後の市民意見の反映について>

